



熱中症に注意!! 予防のためにこまめな水分、塩分の補給を心がけ、休憩も十分に取らしましょう。

建設長崎

7 July No.673

2021年7月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます 印刷●株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 http://www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹

本部青年部大会

書面会議で承認

本部青年部では、本部青年部大会を昨年同様「書面表決形式」で開催しました。通常、県下各支部から青年部員が集い、この一年間の青年部活動の総括と新たな一年の活動方針を決定していたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の為に、書面会議という形式での開催となりました。

議案として、【第一号議案】令和三年度青年部活動方針(案)においては、W e b会議等を用いた有意義な幹事会の開催と、各支部青年部の確立と拡大について、また【第二号議案】令和二年度青年部役員(案) 決議については、本部青年部役員と各支部事務所に

本部主婦会総会

昨年同様、書面会議にて行う

令和三年度「本部主婦会総会」を、令和三年七月六日(火)に予定していましたが、コロナ禍の現在、三密を避ける事を考慮し、本部と各支部をインターネットで結び、六月十一日に行なった「第三回役員・理事会」で、昨年と同様に書面会議とする事が決定しました。この一年間の活動経過報告・新年度活動方針(案)・役員改選(案) についての議案書を各支部主婦会会員へ送付し取り組むこととなりました。

主婦会は、組合本部と各支部役員との指導を得ながら、拡大の収束が見いだせない組合業務の内容を十分に理解すると共に、組合本部の運動に、組合員である主人と共に主婦の立場で参加し各種取り組みを進めてまいりました。

年部役員と各支部事務所に総会資料を配布し、七月五日(月)を締切として書面表決書20枚を回収。表決の結果は満場一致で、令和三年度活動方針、並びに令和三年度役員、全ての議案につきまして承認をいただきました。昨年度は県内でもコロナウイルス感染症に対するワクチン接種が始まり少しずつではありますが明るみ兆しが見え始めています。本部青年部、各支部青年部ともに活動しにくい一年となりましたがコロナウイルス

鳥原燦慰霊祭」への主婦会からの参加は行わず、「長崎原爆殉難者慰霊祭」も例年各支部の主婦会から参加するところですが、規模縮小のため、主婦会を代表し馬場主婦会長と山形副会長の二名が参列し、献水・千羽鶴の献納を行いました。各支部では、住宅デー、慰霊碑の清掃、慰霊祭に供える千羽鶴の作成に心を込めた平和活動、長建国保の健全運営のための「ハガキ要請行動」などに取り組んでいただきました。

収束後には、本部・支部青年部どちらにおいても活発な活動を推進して頂きますよう、宜しくお願いいたします。

本部青年部役員(敬称略)	部長	方山 栄治
	副部長	(大浦支部) 副島 具巳
	事務局長	(大村支部) 瀬尾 友謙
		(佐世保中央支部) 山本祐一郎
	事務局次長	(専従)
本部主婦会役員(敬称略)	会長	馬場ヒロ子
	副会長	(中央支部) 山形マサ子
	副会長	(浦上西支部) 金子 嘉子
	副会長	(佐世保中央支部) 久保田由美子
	事務局長	(島原支部) 井関 一幸
	事務局次長	(専従) 馬場 久恵
		(専従)

【建退共の制度が一部変更されます】 ～令和3年10月1日より施行されます～

- 建退共の掛金日額を改定いたします。
退職金給付水準を維持するため掛金日額を310円から320円に改定いたします。
(1) 令和3年10月1日以降は新しい共済証紙しか販売しておりません。
令和3年10月1日以降は、310円証紙は販売いたしませんので令和3年9月30日まで就労する見込みがある場合及び9月就労分を翌月購入されている場合は、必要数を見込んで9月30日までに購入してください。
(2) 310円証紙は320円証紙と交換できます。
310円証紙が残っている場合は、最寄りの金融機関で「共済契約者証」を提示し、次の期間内に証紙の交換を申し出てください。(※一部取り扱いのない店舗もございますので、金融機関へご確認ください)
- | 交換期間 | 取扱い窓口 |
|---------------------|-------------|
| 令和3年10月1日～令和3年12月末日 | 金融機関(代理店) |
| 令和4年1月1日～令和4年6月末日 | みずほ銀行本・支店のみ |
| 令和4年7月1日～令和5年9月末日 | 建退共事業本部のみ |
- 令和3年10月1日以降は310円証紙を電子申請方式の退職金ポイントに交換することはできません。
310円証紙を退職金ポイントに交換する場合は、令和3年9月30日までに申請いただくか、令和3年10月1日以降、一度320円証紙に交換した後、退職金ポイントに交換していただくこととなりますので、ご注意ください。(既に購入済みの退職金ポイントについては、令和3年10月以降の就労実績分は自動的に320円で付与されるため、ポイントの交換は必要ありません。)
 - 共済手帳はそのままお使いください。
1 令和3年9月末日までに発行された共済手帳はそのままご使用ください。現在お持ちの共済手帳は証紙の貼付が満了するか、表紙に記載されている次回更新時期が到来するまで(次回更新時期の記載がない場合は手帳交付日から2年を経過するまで)更新手続きは必要ありません。
2 令和3年9月末日までの就労分は310円証紙を、令和3年10月1日からの就労分は320円証紙を貼付してください。
3 令和3年10月以降に発行された共済手帳には310円証紙を貼付することはできませんので、更新の際は、9月30日までの就労分の貼付もれがないようご注意ください。
- 予定運用利回りの引き下げに伴い、退職金額が改定されます。
(1) 制度の安定的な運営を図るため、予定運用利回りが現行の3.0%から1.3%に変更されます。
(2) 現在、加入されている方の令和3年9月末までの掛金納付分は、従来通りの予定運用利回りが保証されます。
(3) 令和3年10月1日以降の掛金納付分については、予定運用利回り1.3%で算定された退職金額となります。
※組合で建退共に加入されている方は、令和3年10月分より、6,760円(9月分までは6,550円)へ金額変更となります。

建設キャリアアップシステム (CCUS) 技能者登録推進 助成金について

建設キャリアアップシステムは2019年4月より本格運用が開始されています。建設長崎では、このシステムを活用し、技能者登録の推進や、技能者の処遇改善、中小零細事業者の仕事確保をめざすため、技能者カードを取得した組合員を対象に、助成金の給付を行ってまいります。



○助成内容

対象者	技能者カードを取得した組合員
申請期間	2021年6月1日から2022年5月31日 (※2021年6月1日以前に技能者カードを取得した方の申請は2021年12月末日となります。)
申請方法	各支部にある申請用紙に記入し、登録カードの写しを添付して申請。
助成額	1人2,000円

技能者登録料	①簡略型 2,500円
	②詳細型 4,900円

UPP 建設キャリアアップ システム

CCUS

利用料金



①事業者登録料（5年ごと）

資本金	料金	資本金	料金
一人親方	変更なし	2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
一人親方以外の個人事業主	6,000円	5,000万円以上1億円未満	60,000円
500万円未満	6,000円	1億円以上3億円未満	120,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円	3億円以上10億円未満	240,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円		

②管理者ID利用料（1年ごと）

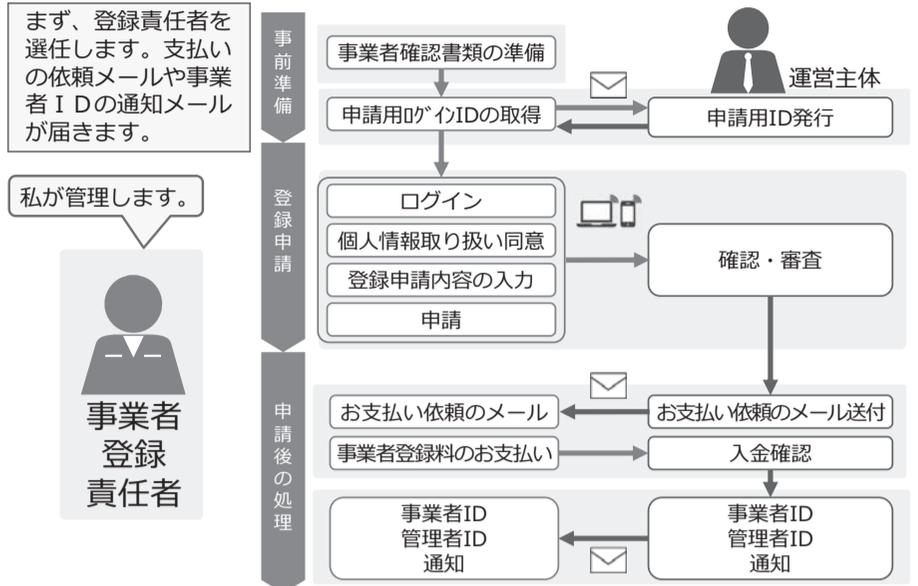
1IDあたり 11,400円 ※一人親方は2,400円

③現場利用料（利用ごと）

1人日・現場あたり 10円



事業者登録の流れ



CCUSの利用料金には、「技能者登録料」、「事業者登録料」、運用時に事業者にお支払いいただく「管理者ID利用料」、「現場利用料」があります。

建設キャリアアップシステムHP [申請方法や最新情報のチェックはこちら](https://www.ccus.jp/)

<https://www.ccus.jp/>



労働者の労務管理は出来ていますか？

2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されています。

事業主には労働者の労働時間管理などが求められており、労働基準法に違反した場合、罰金などが科せられることもあります。

Point 1 時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結が必要です。

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度
1日8時間及び1週40時間

法律で定められた休日
毎週少なくとも1回

これを超えるには、**36協定の締結・届出**が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則として、**休憩時間を除いて1日8時間・1週40時間以内**とされています。これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています。
- 法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、
 - 労働基準法第36条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）の締結
 - 所轄労働基準監督署長への届出が必要です。
- 36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

Point 2 時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回るできない上限が設けられます。

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができません。
- 臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
 - 時間外労働が年720時間以内
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
 - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

！ 特別条項の有無に関わらず（※）、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にならなければなりません。

Point 3 上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務があります。

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。

Point 4 「所定」と「法定」の違い

- 今回の法改正の内容を正しく理解していただくには、まず「時間外労働」と「休日労働」について、法律上の規定を正しく理解していただくことが必要です。
- 時間外労働については、一般的に考えられている「残業」と法律上の「時間外労働」が異なる場合がありますので注意が必要です。いわゆる「残業」というと、会社で定めた「所定労働時間」を超える時間のことを指すと考える方が多いのではないのでしょうか。一方、法律上の「時間外労働」とは、労働基準法で定められた「法定労働時間」（1日8時間・1週40時間）を超える時間のことをいいます。

例えば、始業時刻が9：00、休憩時間が12：00～13：00、終業時刻が17：30の会社であれば、所定労働時間は7：30となります。

この場合に、9：00に始業し18：00に終業した労働者については、いわゆる「残業」は30分になりますが、法律上の「時間外労働」は無しとなります。ただし、残業手当の算定基準を、「所定労働時間」を超える時間とするか、「法定労働時間」を超える時間とするかは、労使の定めによって決まります。

- 休日労働についても同様に注意が必要です。いわゆる休日労働という、会社で定める「所定」休日に労働した時間と考える方が多いのではないのでしょうか。一方、法律上の休日労働とは、労働基準法で定められた「法定」休日に労働した時間のことをいいます。労働基準法では原則として、使用者は労働者に対して毎週少なくとも1回休日を与えなければならないとされています。このため、「法定」休日とは、1週間につき1日の休日のことをいいます。

例えば、毎週土曜・日曜を所定休日、そのうち日曜を法定休日と定めている事業場であれば、土曜日に労働した時間は「法定」休日労働には該当せず、日曜日に労働した時間が「法定」休日労働となります。

月曜～土曜までに労働した時間が40時間を超えていた場合には、超えた時間は「時間外労働」にカウントされるので、注意が必要です。

用語解説

36協定とは

労働基準法36条に基づき、時間外労働や休日勤務等について、労使間で結ばれる協定のことで、会社は法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超える時間外労働および休日勤務などを命じる場合、書面による協定（36協定）を結び労働基準監督署に届け出る義務があります。違反した場合、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金となります。36協定は労働者が1人であっても届け出る必要があります。

就業規則とは

雇用主と従業員との雇用に関するルールを事業場ごとに定めたものです。常時10人以上の労働者を使用する雇用主は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届出をしなければなりません（労働基準法89条）。

労働契約書、雇入通知書とは

労働者を雇い入れる際に、事業主（雇用者）は労働者に対し、労働条件等について書面による通知が必要です。労働条件等…雇用期間、仕事の内容、勤務時間、休日、賃金等。

適格請求書等保存方式 (インボイス制度) について

1. 仕入税額控除とインボイス制度

売上の消費税から仕入等の消費税 (控除対象仕入税額) を控除することを仕入税額控除といいます。売上と仕入は表裏の関係であり、仕入れた物品に対しては売り上げた者が消費税を負担していることから、その分の消費税を差引くことにより消費税の累積を排除します。

この仕入税額控除を行うための適用要件が2023年10月からは適格請求書等保存方式 (インボイス制度) に変わります。インボイス制度とは、「適格請求書発行者登録制度」を中心とし、原則として「適格請求書発行者」から交付を受けた登録番号の記載のある「適格請求書」「適格簡易請求書」のいずれかの保存および帳簿の保存を仕入税額控除の要件とするものです。

2. 事業者登録制度

(1) 適格請求書発行者とは

課税事業者であって、納税地の所管税務署長に「適格請求書発行者の登録申請書」を提出し登録を受けた事業者をいいます。適格請求書発行者に関する情報については国税庁の HP で公表されています。

(2) 登録申請

①課税事業者は2021年10月 1 日よりいつでも登録申請書を提出することができます。なお2023年10月 1 日から登録を受けるためには、原則として2023年 3 月31日 (半年前) までに登録申請を行う必要があります。ただし特定期間 (前年の 1 月 1 日から 6 月30日) による納税義務の特例判定により課税事業者となる場合には、2023年 6 月30日までに登録申請を行うことが必要です。

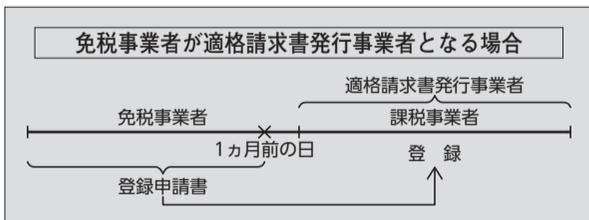
②2023年 3 月31日までに登録申請書を提出できなかったことに困難な事情 (その困難の度合いは問わない) がある場合は、9 月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して税務署長に提出し税務署長より登録を受けたときは、10月 1 日に登録を受けたものとして取り扱われます。

(3) 免税事業者が適格請求書発行者となる場合

①免税事業者は登録を受けることはできません。しかし、登録を受けようとする課税期間内に課税事業者となるとき (以下のアとイの場合) は登録申請書を提出できます。

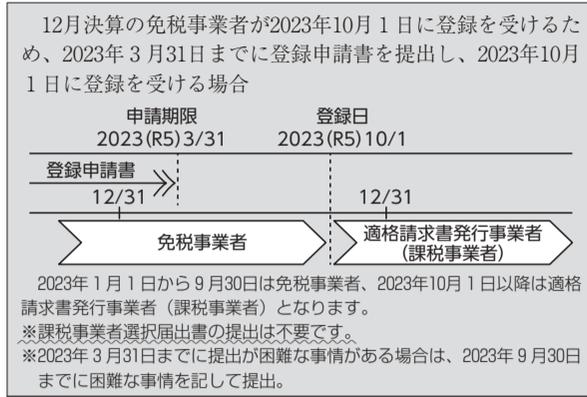
ア、免税事業者が基準期間における課税売上高が1,000 万円超であることにより、翌々課税期間から課税事業者となる場合。

イ、免税事業者が課税事業者選択届出書を提出し、翌課税期間から課税事業者となることを選択する場合。なお、免税事業者が課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、原則として、その課税期間の初日の前日から起算して 1 カ月前の日までに登録申請書を提出しなければなりません。

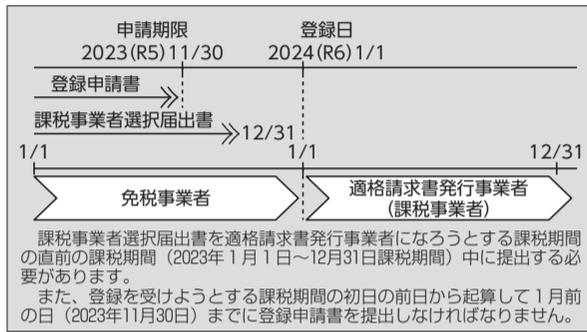


②登録初年度の経過措置

免税事業者が2023年10月 1 日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、その登録を受けた日から課税事業者となるという経過措置があります。この場合には登録日から課税事業者となることから、登録を受けるにあたって課税事業者選択届出書を提出する必要はありません。



③12月決算の免税事業者が2023年10月 1 日を含む課税期間の翌課税期間の初日 (2024年 1 月 1 日) から登録を受ける場合 (登録初年度の経過措置の適用がない)。



(4) 登録初年度の簡易課税制度の届出の特例

簡易課税の適用を受けようとする場合には課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。免税事業者が2023年10月 1 日より適格請求書等発行者 (課税事業者) となる場合には、2023年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば2023年分の消費税の申告より簡易課税を選択することが可能です (なお適用を受けた場合には翌年2024年分の申告も簡易課税が義務づけられます)。

3. 登録と取消等

(1) 登録申請書の提出を受けた税務署長は適格請求書発行者登録簿に登録を行い、事業者に対しては書面で通知します。また登録された事項は国税庁の HP に登録後速やかに公表されます。

(2) 適格請求書発行者は、登録簿に登録された事項に変更があった時は速やかに「適格請求書発行者登録簿の登録事項変更届出書」を提出しなければなりません。

(3) 適格請求書発行者が「適格請求書発行者の登録の取消を求める旨の届出書」 (以下、登録取消届出書) を提出した場合は、適格請求書発行者の登録が失効します。

なお、この登録取消届出書を提出しない限り半永久的に適格請求書発行者となり、基準期間等の金額に関係なく相手の求めに応じて適格請求書を発行し続けることになり、納税義務は免除されません (適格請求書発行者の登録を受けるということは、事実上の課税選択となります)。

(4) 登録取消届出書の提出があった場合、原則としてその提出日の属する課税期間の翌課税期間の初日以降に登録が失効します (ただし、この届出書を提出した日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日からその課税期間の末日までの間に提出があった場合には翌々課税期間の初日以降に登録が失効することになります)。

(5) 免税事業者が適格請求書発行者の登録を受けるために課税事業者選択届出書を提出し課税選択のうえ登録を受けた場合、その後、課税事業者選択不適用届出書を提出したとしても適格請求書発行者の登録を受けている限りは免税事業者に戻ることはありません。また、適格請求書発行者の登録を取り消すために登録取消届出書を提出したとしても課税事業者選択不適用届出書を提出しない限り免税事業者に戻ることはありません。

登録取消届出書の提出に制限はありませんが、課税事業者適用届出書により課税事業者となった場合、2 年間は課税事業者としての拘束 (100万円以上の調整対象固定資産を購入した場合は 3 年) があります。

4. 適格請求書発行者の義務等

- (1) 適格請求書発行者は他の課税事業者から適格請求書等を求められたときは適格請求書等を発行しなければならないとされています。
- (2) 適格請求書発行者は、交付した適格請求書等に誤りがあった場合は、修正した適格請求書等を再交付しなければなりません。
- (3) 適格請求書等を交付した事業者は、交付した書類の写しを保存しなければなりません。
- (4) 適格請求書発行者以外の者の適格請求書等の交付や、適格請求書発行者が偽りの記載をした適格請求書等を交付した場合は、1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

5. 帳簿の記載事項と適格請求書の記載事項等

(1) 記載事項

帳簿の記載事項	適格請求書の記載事項
①取引の相手方の氏名又は名称	①適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号
②取引を行った年月日	②取引を行った年月日
③取引に係る資産又は役務の内容 (軽減税率対象取引については軽減税率対象である旨)	③取引に係る資産又は役務の内容 (軽減税率対象取引については軽減税率である旨)
④取引に係る税込価格	④税率ごとに合計した取引に係る税込価格又は税込価格及び適用税率
	⑤税率ごとの消費税額等
	⑥書類受領者の氏名又は名称

(2) 登録番号

ア、法人番号を有する課税事業者

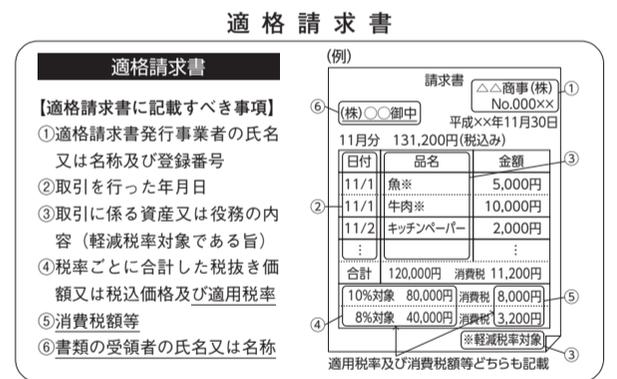
T + 法人番号 (数字13桁)

イ、個人事業者、人格のない社団等

T + 数字13桁 (マイナンバーは使用しません)

【適格簡易請求書の記載事項】

①適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号
②取引を行った年月日
③取引に係る資産又は役務の内容 (軽減税率対象取引については軽減税率である旨)
④税率ごとに合計した取引に係る税込価格又は税込価格
⑤税率ごとの消費税額等又は適用税率



6. 免税事業者等からの仕入税額控除に関する経過措置

一定期間、仕入税額のうち一定割合を控除できる経過措置が設けられています。

対象期間	控除金額
2023年 9 月30日まで	仕入税額の全額
2023年10月 1 日から2026年 9 月30日	仕入控除税額相当額×80%
2026年10月 1 日から2029年 9 月30日	仕入控除税額相当額×50%
2029年10月 1 日から	仕入税額控除不可

7. 税額計算

インボイス制度では、売上税額は「割戻計算」が原則です。特例として消費税額を積み上げて計算する「積上計算」があります。それに対して仕入税額については、「積上計算」が原則で、特例として「割戻計算」があります。ただし売上の計算が積上計算の場合には仕入税額の計算を割戻計算とすることはできません。

【計算方法の選択】

売上税額	仕入税額
割戻計算 (原則)	積上計算 (原則)
	割戻計算 (特例)
積上計算 (特例)	積上計算

巡回健診申込みの流れ

STEP 1 組合・国保に申込み

休日（日曜日）「巡回健診」で受診

「健診日・会場」を選ぶ

健診時間 午前9時30分～正午12時

受診希望日を決めて、**健診日2週間前まで**に組合へお申込みください。

郵送の場合 〒852-8021

長崎市城山町29-26 長建国保宛

FAXの場合

FAX.095-861-0048

※申込後、受診予定日1週間前に詳細なご案内時間、問診票と検査キットをご自宅にお送りします。

※会場については、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場になる可能性があります。状況により急遽、中止になる場合があります。

実施日 令和三年	健診会場
※8/8(日)	平戸文化センター
8/29(日)	島原文化会館 ※9/26日の予定が、8/29日に変更になりました。
9/5(日)	大村支部
※9/12(日)	佐々町文化会館
※9/26(日)	佐世保東支部 ※8/29日の予定が、9/26日に変更になりました。
※10/17(日)	時津町北部コミュニティセンター ※10/3日の予定が、10/17日に変更になりました。

STEP 2 会場で受診する

受診に必要なもの

●特定健康診査受診票（ピンク色）

受診予定日1週間前後にヘルスポートクリニック様からご案内時間・問診票・検査キットが届きます。

●実費（選択検査申込者のみ）

国保だより

健康保険に加入したらすぐに組合へ

○就職したときは届出を

毎年三～四月は、就職のため被保険者皆様の異動が最も多い時期でもあります。長建国保に加入している被保険者（組合員と家族が就職して健康保険証（社会保険）の交付を受けたときは、十四日以内にその健康保険証の写しを添えて長建国保へ資格喪失の届出が必須です。他の健康保険に加入後、長建国保の資格喪失

の届出をしないまま長期間放置しますと、その期間に よっては保険料の返還が受けられない、そして療養費申請（医療費の払い戻し）ができない場合があります。お届け忘れが無いようご家族様におかれては再度確認いただき、未だ届出されていない方は、速やかに組合へお届け下さるようお願いいたします。

七十歳以上の皆様「高齢受給者証」の更新について

七十歳から七十四歳の方には、「高齢受給者証」を交付しており、今お持ちの高齢受給者証の有効期限は令和三年七月三十一日と なっています。七月月中旬より順次、新しい高齢受給者証（有効期限「令和四年七月三十一日」）をお送りいたしますので、八月以降は新しい高齢受給者証を使って診療を受けて下さい。長建国保では、高齢受給者証を作成する際、加入しているご家族の新年度の所得・課税証明書等により自

己負担割合を判定しております。昨年度より、マイナンバーを活用した情報連携により所得情報を取得し自己負担割合を判定しておりますので、対象者の皆様による更新手続きは不要です。尚、一定以上の所得がある方、未申告の方、または何らの原因により所得情報が取れない方につきましては、別途所得課税証明書等の提出をお願いする場合がございます。対象となる皆様には個別に文書等でご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

人間ドックを受けましょう！ 実施医療機関を御確認下さい

右記の医療機関で人間ドックを受診頂けます。身体の状態をチェックしてみませんか？！

お申込は組合窓口でお手続きとなります。（ご持参頂く物 人間ドック自己負担金・保険証）

医療機関によっては、今年度中の人間ドック定員を上回った場合、ご予約頂けない場合がございますので、お早めにお申込下さい

※新型コロナウイルス感染防止に伴い、一部の医療機関で検査内容等の変更がございます。再開の場合、組合新聞でお知らせいたします。

平戸市民病院	男性・女性	日帰りコースのみ	受付
--------	-------	----------	----

- ※1 大腸内視鏡検査をご希望の場合、別途追加料金が必要となりますので、ご注意ください。
- ※2 乳がん検査を受診予定の方（乳腺エコー・触診検査）が男性技師の場合がございます。また、男性技師・女性技師の選択はできませんので、予めご了承ください。乳がん・子宮がん検査がご不要の場合、組合窓口でお申しいただく際に、お申し出ください。
- ※3 子宮頸がん検査が外部委託の医療機関となります。福田ゆたか外科医院（松山町 杉田レディースクリニック）

コース	検査項目	自己負担額	合計金額
一泊二日	問診・身長・体重・BMI・聴力・視力・採血・血圧・尿検査・検便・心電図・胸部レントゲン・胃検査（2日目）糖負荷（血糖値検査）※1、オプションで大腸内視鏡検査をご希望の方は、2日目の朝からの検査となります。	18,000円	37,470円
一泊二日 自己負担額	自己負担額に乳がん・子宮がん検査代金も含まれます。※オプションを追加する場合のみ別途検査料金が必要となります	18,000円	38,130円
大腸内視鏡検査 追加料金	日赤原爆諫早病院 男性	自己負担額 18,000円	37,470円
	大腸内視鏡検査・ピロリ菌検査・腫瘍マーカー（睪・胆嚢がん） 女性	自己負担額 18,000円	38,130円
	佐世保中央病院 男性	自己負担額 18,000円	31,200円
	糖負荷検査・大腸内視鏡検査 女性	自己負担額 18,000円	31,200円
日帰り	問診・身長・体重・BMI・聴力・視力・採血・血圧・尿検査・検便・心電図・胸部レントゲン・胃検査	7,000円	31,200円
日帰り 自己負担額	自己負担額に乳がん・子宮がん検査代金も含まれます。※オプションを追加する場合のみ別途検査料金が必要となります	7,000円	31,200円

人間ドック実施医療機関

実施医療機関名	受診対象者	日帰り・一泊二日	一泊二日コース ※1. 別途、自己負担必要 糖負荷 大腸検査	R3.7.1現在 胃内視鏡検査・バリウム のどちらか選択	婦人科検診	医療機関の所在地	電話番号
ながさき内科 リウマチ科病院	男性のみ	1泊2日	●	×	胃カメラのみ	〒850-0832 長崎市油屋町1-21	095-822-3151
		日帰り	×	×			
さとう内科医院	男性・女性	日帰り	×	×	胃カメラのみ	〒852-8022 長崎市富士見町3-25	095-861-1477
			×	×			
虹が丘病院	男性・女性	1泊2日	●	×	バリウム・胃カメラ	〒852-8055 長崎市虹が丘町1-1	095-856-1305
		日帰り	×	×			
長崎原爆病院	男性・女性	日帰り	×	×	バリウム・胃カメラ	〒852-8511 長崎市茂里町3-15	095-841-9612
			×	×			
福田ゆたか外科医院	男性・女性	日帰り	×	×	胃カメラのみ	〒852-8107 長崎市浜口町3-5	095-843-7701
			×	×			
長崎北徳洲会病院 ※長与町に移転	男性・女性	日帰り	×	×	バリウム・胃カメラ	〒851-2131 西彼村郡長与町北陽台1-5-1	095-813-5820
			×	×			
日赤原爆諫早病院	男性・女性	1泊2日	●	※1 ● 別途、自己負担	バリウム・胃カメラ	〒859-0401 諫早市多良見町化屋986-2	0957-27-2127
		日帰り	×	×			
大村市民病院	男性・女性	日帰り	×	×	バリウム・胃カメラ (鼻・口 選択)	〒856-0817 大村市古賀島町133-22	0957-52-2163
			×	×			
佐世保中央病院	男性・女性	1泊2日	●	※1 ● 別途、自己負担	バリウム・胃カメラ	〒857-1165 佐世保市大和町15	0956-33-5335
		日帰り	×	×			
久保内科病院	男性・女性	日帰り	×	×	バリウム・胃カメラ	〒857-0136 佐世保市田原町11-9	0956-49-3377
			×	×			
平戸市民病院	男性・女性	1泊2日 中止	×	×	バリウム・胃カメラ	〒859-5363 平戸市草積町1125-12	0950-28-1113
		日帰り	×	×			
五島中央病院	男性・女性	日帰り	×	×	バリウム・胃カメラ	〒853-0031 五島市吉久木町205	0959-72-3181
			×	×			